

# 第8回堀川プレジャーボート対策協議会 議事要旨

## 1. 協議会規約修正(報告)

規約修正内容の説明（事務局）

## 2. 議事説明

議事資料の説明（事務局）

## 3. 質疑応答など

### 出雲市 都市計画部

行政代執行、罰則の適用により大きな動きがあると考える。これらの規定などは1年間周知して、令和6年から実施することだが、どのような段階で実施するのか具体的に伺いたい。

### 事務局

行政代執行、罰則の適用時期については、それぞれの法に則りすぐにでも取りかかることは可能である。ただし、早急に実施すれば、不法係留者のハレーションが起きることが予想される。1年位の期間とて、行政代執行、罰則の適用の下地を作りながら、自主撤去に向けての呼び掛け、促しを進めていきたい。

### 出雲市 都市計画部

新駐艇場が来年から営業することから、今の段階からなるべく早く船舶の移動を促す支援をした方が良い。これに係る事務局の考えるスケジュール感、目標はどのようなものか。新駐艇場について住民も注目していることから、市も全面的に協力していきたい。

### 事務局

新駐艇場への誘導については、既駐艇場があることから特別扱いはできない。不法係留者に対し、既・新駐艇場に保管するように、正規な場所で保管するように呼び掛けはしていくが、具体的な策は、今持ち合わせていない。今後検討し、具体的な施策、目標を設定していきたい。

### 国土交通省

行政代執行、罰則の適用の煽りを受け、他の水系に船が移動するようでは問題である。そういう問題をなくすためにも、幹事会、協議会だけではなく、常日頃から各機関同士が情報共有、連携を取っていくことが重要と考える。

広島県の市街地を流れる太田川（おおたがわ）水系において、河川法施行令が改正された平成26年4月1日に重点的撤去区域内を指定し、同年4月11日から施行しているので、参考とされたい。

## **出雲市 大社行政センター**

違反者に対する個別の警告として、警告文と周知看板の記載について、禁止事項を明示することに加え、周辺の住民が、現状を黙認しているわけではなく、放置されている状況を憂慮している、また、常に監視しているというようなことが、船舶所有者に伝わるよう、例えば、「河川法に違反していることを、係留していることを、市民は見ていて。」のような形の文言の看板も、複数設置していただきたい。

## **事務局**

警告文、周知看板はあくまでも例文である。警告文、周知看板については、事務局で案を作成し、幹事会、協議会に諮っていきたい。